

蒲郡市の未来を拓く教育推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、蒲郡市における小中学校の適正な規模や配置に関する諸課題について専門的見地から検討するため、蒲郡市の未来を拓く教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 推進会議は、蒲郡市における小中学校規模適正化に関する諸課題の検討を行い、教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 推進会議は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、教育分野に関係する団体及び総代連合会の構成員のうちから教育長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長が指名した者とし、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

5 会議は、原則公開によるものとする。

(作業部会)

第7条 推進会議は、会長が指定した事項を調査研究させるため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長及び部会員は、教育委員会事務局の職員のうちから会長が選任する。
(意見等の聴取)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(庶務)

第9条 推進会議に関する庶務は、教育委員会庶務課において行う。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 推進会議の第1回目の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。
(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。